

## 令和6年度事業計画

### 1 障害者の雇用の促進及び職場定着の推進に関する調査研究、広報、セミナー並びに見学会（公1）

障害者の雇用の促進及び職場定着の推進に関する調査研究、広報、セミナー並びに見学会を実施することにより障害者雇用の推進に資する。

#### （1）研究会の開催

##### ① 異業種研究会の開催

障害者雇用に関し異業種間の情報交換やノウハウの研究を行う。

年間2回

##### ② 全国レベルの研究部会等の開催

就労継続支援A型、精神障害者の雇用、各種助成金、特例子会社、中小企業、青年部会等、全障協会員が関心を持つテーマを取り上げる全国レベルの研究部会を開催する。また、障害者の雇用促進及び職場定着の推進に係る政策提言について検討する政策委員会並びに全障協の存在意義に係る将来的なビジョンと、その実現のための課題や取組について検討する全障協在り方委員会を運営する。

#### （2）調査の実施

障害者雇用状況調査、障害者雇用施策に関するニーズ調査等

#### （3）定期広報誌「エスペランス」の発行

障害者の雇用に関する情報提供及び啓発を目的とした「エスペランス」をホームページ等を通じて発行する(年2回)。

#### (4) ホームページ等による情報の提供

全障協としての活動や障害者雇用を巡る最近の動き等について、ホームページ及び会員向けメールマガジンを通じて積極的な情報発信を行う。

#### (5) ブロック障害者雇用セミナーの開催

全障協会員事業所が核となって、障害者雇用の経験やノウハウ等を地域に普及することにより、地域全体における障害者雇用を推進することを目的として、行政、関係機関、経営者団体、学校、福祉施設等と連携・協力し、障害者雇用好事例事業所の見学会、講演会、経験交流会等を全国7ブロックで最低各2回、年間計14回以上開催する。

(全国7ブロック)

北海道ブロック

東北ブロック

関東・甲信越ブロック

中部ブロック

近畿ブロック

中国・四国ブロック

九州・沖縄ブロック

#### (6) 都府県障害者雇用セミナーの開催

全障協会員事業所が核となって、各都府県における障害者雇用を推進するため、障害者雇用好事例事業所の見学会、講演会、経験交流会、会社説明会等を首都圏支部及び各府県支部単位で年数回ずつ開催する。

#### (7) 障害者雇用促進展示会

障害者の雇用の現場や雇用改善の理解に役立つ写真、図表、製品、機械等の展示、実演を行う。

イ 開催日 令和6年11月23日(土)

ロ 会場 愛知県国際展示場〔愛知県常滑市セントレア5丁目〕

ハ 出展事業所 未定

## 2 障害者の雇用の促進及び職場定着の推進に関する相談、援助（公2）

### （1）専門相談窓口の設置及びセミナーの開催

全国7ブロックに専門相談窓口を設置し、障害者に対する合理的配慮等についての経験が少なく、特に取組の遅れが見られる中小企業事業主等に対して、合理的配慮等のノウハウの普及・相談支援を行うとともに、講習会や先進的な取組に関する事例報告会等を内容とするセミナーを実施する。

#### 専門相談窓口

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島及び福岡の7か所に設置

#### 専門相談員

東京については3名配置、他は2名配置。

さらに、社会的に大きな課題となっていた公務部門における障害者雇用については、改善が進んできているが、採用された障害者の職場定着支援の推進が必要となっている。障害者が公務部門で安定して働いてうまく職場に定着できるようにするためには、全障協の会員事業所を始めとする民間企業が障害者を戦力化するためにこれまで行ってきた合理的配慮の取組が大いに参考となると考えられることから、国の出先機関や自治体等から相談を受けた場合には、全障協としてこれに積極的に対応する。

### （2）精神・発達障害者等の理解促進・職場定着支援のための研修等の実施

大阪府において、障害者雇用に係る理解促進のための動画を製作するとともに、企業の人事担当者を対象とした精神・発達障害者に係る体験型研修、障害特性に配慮した職場体験受入れを進めるためのマッチング会、職場体験受入のための説明会を開催する。

## 3 障害者優先調達推進法の対象となる特例子会社等に関する情報の提供（公3）

障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体等の機関は、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所から物品やサービスを優先的に調達することとされていることを踏まえ、ホームページ等を通じてこれら事業所に関する情報を広く提供することにより、発注の促進を図る。

#### 4 全障協の組織と財政基盤の強化（法人会計）

(1) 正会員及び賛助会員拡大の取組

会員の活動や関係団体の協力を通じて、特例子会社等への積極的な働きかけを行うことにより、新規会員の確保に努め、会員拡大に取り組む。

(2) 都府県支部の結成の促進

都府県支部の設置促進と活動の活発化を図る。

(3) 寄付の募金活動の展開

全障協は、障害者の雇用の促進に取り組む公益社団法人として国から認可されていることを地域社会に積極的に説明し、募金活動を展開する。

(4) 「ハートフルマーク」の普及

全障協のシンボルマークである「ハートフルマーク」を会員事業所が製品、商品等に積極的に使用することにより、その普及を図り、もって障害者雇用に対する社会の理解を高めるとともに、官公需の発注促進に資する。